

6 歯科保健医療対策

【現状と課題】

島民がいつまでもおいしく食べ、笑顔で人生を過ごすことができることを目指して、島民、かかりつけ歯科医、保育所、学校、町村、保健所が協力して歯科保健意識の向上を図り、セルフケア・予防管理の実施を推進していく必要があります。

(1) 乳幼児期（～5歳）

全町村で、乳幼児を対象とした歯科健診、健康教育、保育所における歯科健診等を実施しているほか、6町村が保育所における歯磨き指導を行っています。引き続き保護者に対しても、「乳歯の特徴の理解や仕上げ磨き、口腔内の観察などの取組の大切さ」を啓発し、口腔機能の育成とむし歯予防に取り組んでいくことが大切です。

(2) 学齢期（6歳～17歳）

学校における健康教育やフッ化物洗口の取組を行っている町村もあります。むし歯のない子供の割合は増加傾向にありますが、学齢期では、「生涯を通じた歯と口の健康を維持するために必要な口腔ケアの習慣や生活習慣の基礎を身に着けること」や、「かかりつけ歯科医における定期的な歯科健診及び予防処置等の必要性」について普及啓発を行っていくことが大切です。

(3) 成人期（18歳～64歳）

4村で成人対象の歯科健診を実施していますが、歯周病を有する者の割合は、年齢とともに増加する傾向があるため、成人歯科健診を実施する町村の増加が望まれます。また、「歯周病が全身の健康と深い関わりがあること」及び「セルフケア・予防管理の重要性」について普及啓発を行っていく必要があります。

(4) 高齢期（65歳～）

4町村で高齢者向けの口腔ケア講座等の普及啓発を実施しています。今後も「身体機能を維持し、食べる・話す・笑うといった口の機能を使うこと」及び「口腔ケアを続けることがフレイル予防につながること」を啓発していく必要があります。

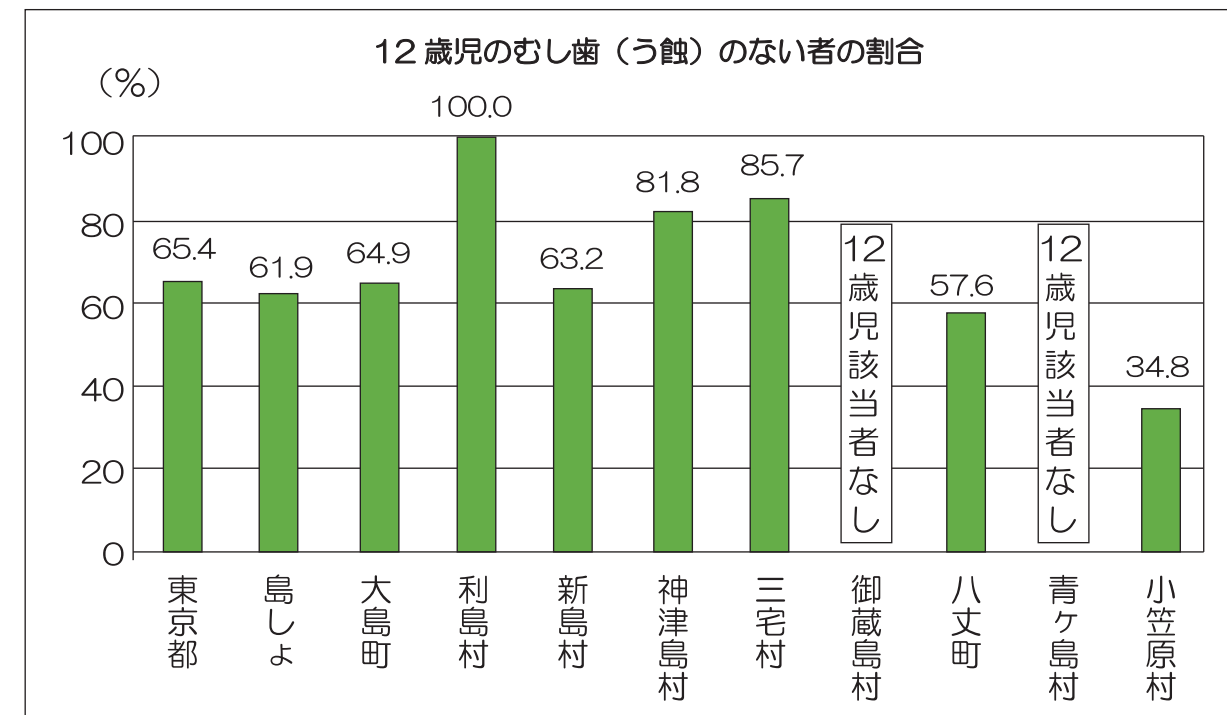
(5) かかりつけ歯科医

9町村中6町村には歯科診療所もしくは、一般診療所の診療科目として歯科診療が行われています。また、3村では巡回による歯科診療が行われています。巡回診療の場合は、島内でかかりつけ歯科医を持つことができないため、むし歯や歯周病の予防を心がけるとともに、早期発見・早期治療ができるような環境づくりが必要です。

(6) 障害者・在宅歯科医療

島しょ圏域では、障害者に対応する歯科診療所の割合は58.8%であり、在宅医療サービスをしている歯科診療所の割合は35.7%です。家族や介護者、施設職員等に対して、「口腔ケアや歯科健診・予防管理の重要性」を啓発していく必要があります。

12歳児のむし歯（う蝕）のない者の割合



資料：平成29年度東京都の学校保健統計書（東京都教育庁）

【施策展開の基本方針】

- ライフステージに応じた歯と口の健康づくりを推進します。
- かかりつけ歯科医での予防管理の定着を推進します。
- 地域で支える障害者歯科医療を推進します。
- 在宅療養者のQOLを支える在宅歯科医療体制を推進します。

【今後の取組】

- 1 各ライフステージに応じた口腔機能の育成または維持、むし歯及び歯周病予防
- 2 歯と口の健康と全身の健康に関する知識の啓発
- 3 フレイル予防に関する啓発
- 4 在宅療養に関する関係者との連携の充実

【指標】

指標名	現状	目標値
12歳児のむし歯（う蝕）のない者の割合	61.9%	増やす

《関係機関等の取組》

町 村	<ul style="list-style-type: none"> 住民に最も身近な歯科保健サービスの提供主体として、母子保健法、学校保健安全法、健康増進法に基づく1歳6か月児歯科健康診査・3歳児歯科健康診査、学校における健康診断、歯周疾患検診の実施や歯科口腔保健の推進に関する法律に示される歯と口の健康づくりに関する取組を、地域の実情にあわせてきめ細かに継続的に進めていきます。 歯科保健の分野と障害福祉や高齢福祉の分野、教育委員会等との連携を図り、有機的に取組を進めていきます。 かかりつけ歯科医を持って、定期的な歯科健診や予防処置を受けることを啓発します。
保 育 所 校	<ul style="list-style-type: none"> 心身の発達の段階や状況に応じた歯と口の健康づくりに取り組み、歯科保健の生活習慣の定着やかかりつけ歯科医での予防処置等の大切さを園児・児童・生徒・保護者に啓発していきます。
医 療 機 関	<p>ライフステージに応じて定期的・継続的に口腔衛生管理と口腔機能管理を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 歯と口の健康と全身の健康の両面からの支援を行います。 地域での歯科保健の取組に協力していきます。
島 民	<ul style="list-style-type: none"> 生涯を通じて食べることや会話を楽しむことを実践します。 日常的に自ら口腔ケアに取り組みます。 かかりつけ歯科医で定期的に保健指導や歯科健診、予防処置を受けます。
保 健 所	<p>関係機関等に対する、歯科の知識の普及等により、医療・保健・介護の連携を推進します。</p>

第2節 島しょ医療の充実

1 医療体制

【現状と課題】

都では、離島振興法、過疎地域自立促進特別措置法、小笠原諸島復興開発特別措置法等により指定されたする地域を、医療の確保が必要なへき地として位置づけており、そのうちの一つに島しょ圏域が該当しています。

島しょ圏域にある病院は、八丈町の国民健康保険町立八丈病院が1施設あり、病床数は54床です。診療所の病床数を合わせ、島しょ圏域の全病床数は118床です。

島しょ圏域の町村立医療機関一覧

町村名	施設名称	病床数	医師数
大 島 町	大島医療センター	19	7
利 島 村	国民健康保険診療所	-	1
新 島 村	国民健康保険本村診療所	8	3
	国民健康保険若郷診療所（出張）	-	-
	国民健康保険式根島診療所	2	1
神 津 島 村	国民健康保険直営診療所	6	2
三 宅 村	国民健康保険直営中央診療所	12	3
御 蔵 島 村	国民健康保険直営御蔵島診療所	2	1
八 丈 町	国民健康保険町立八丈病院	54	6
青 ケ 島 村	青ヶ島村国民健康保険青ヶ島診療所	2	1
小 笠 原 村	小笠原村診療所	9	3
	小笠原村母島診療所	4	1
合 計		118	29

資料：平成29年4月1日現在

東京都では、国の第9次へき地保健医療計画に基づき、平成17年度から「東京都へき地医療支援機構」を設置し、「医療従事者確保支援」「診療支援」「医療提供体制整備支援」等により、島しょ医療への支援を実施しています。

(1) 医療従事者の確保

島しょ圏域で医療に携わる医療従事者は、少人数で地域医療全般にわたる様々な役割を担うことが求められる一方で、都市部と比べて勤務環境が十分に整っていないため、その確保が困難になっています。このため、医療従事者確保の取組を継続していく必要があります。